



## 道路関係四公団の民営化会社に関する意見

社団法人 経済同友会 代表幹事 北城 恪太郎 道路公団改革に関する PT 委員長 小 島 邦 夫

道路関係四公団の民営化は、昨年6月に関係法が成立し、本年10月1日には新会社6社と日本高速道路保有・債務返済機構(以下機構)が発足の予定である。現在、国土交通省、道路関係四公団により作業が進められており、3月までには承継基本計画・実施計画、協定、定款・供用約款、中期目標・計画などにつき事務素案が取りまとめられ、5月までには政省令が公布され、設立委員会などの委員会が設置される予定と伝えられている。

道路四公団の民営化の目的は、市場の規律に基づく効率的な経営を行うことにより、不採算の道路建設を行わず、最終的には国民負担となりかねない 40 兆円という債務の返済を確実に行うとともに、利益を出せる仕組みを構築し、更なる料金の引き下げを通じて、わが国の産業競争力の向上を図ることにある。

今後予定される民営化の取り組みが、このようなインセンティブの働く仕組み として構築されるためには、以下の点が重要である。

## <u>1.十分なディスクロジャーを</u>

○ 民営化各社が健全な経営を行うためには、経営に関わる情報が十分に開示されるとともに、経営計画の基本となる数値が適正に開示され、かつ将来見通しが的確に計算されることが基本である。したがって、現在検討中とされる、継承基本方針・実施計画、協定、定款・供用約款、そして中期目標・中期計画は、重要な経営情報が示されているはずであり、原案の段階で国民に公表すべきである。加えて、円滑な民営化のために、民営化各社の承継資産の概要、財務・経営見通し、一般有料道路の取り扱い、ファミリー企業の改革等を早期に決定し、その内容を随時情報公開することが重要である。

○ また、路線別、地域別の道路の需要見通しや採算計算などについては、 人口減少社会を迎える中で、社会情勢の変化に対応したリスク要因も考慮するとともに、将来予想される大規模補修も踏まえ、慎重に検討を行ったうえで、ディスクロジャーを行っていただきたい。そうでなければ、 新会社の経営者や設立委員会は、経営計画について責任をもった経営を担うことが難しくなることが予想される。

## 2. 民営化各社の自主性の担保を

○ 今後の道路建設は、民営化各社の自主判断に基づく申請方式で行なわれる。よって、行政や機構が民営各社の判断に介入することなどがないよう、機構と民営化各社との関係を明確にする必要がある。また、新直轄方式で建設される道路についても、建設の必要性を十分に議論したうえで整備を行なっていただきたい。

## 3.民間経営者を登用し、委員会等設置会社によるガバナンスを

○ 道路四公団の改革は、道路行政の改革を目指したものであり、市場の規律に基づく効率的な経営により、国民負担の軽減とサービスの向上を目的としたものである。したがって、民営化各社は商法上の委員会等設置会社とし、経営者及び社外(独立)取締役の大部分を民間経営者から登用するとともに、保有・債務返済機構のトップにも民間経営者をあて、ガバナンスを確立することが重要である。

以上